

大田区立相生小学校 いじめ防止基本方針

令和3年5月31日 改定版作成

令和5年4月3日 改訂版作成

令和6年4月10日 改訂版作成

◆ 基本方針策定の意義

「いじめは、どこにでも、誰にでも起こり得る」「いじめは、どの学校にも、どの学級にも起こり得る」という認識の下、相生小学校(以下、「本校」と表記)では、「絶対に、いじめは生まない、許さない」学校作りを目指している。

そして、すべての児童が、楽しく安全・安心な学校生活を送り、自己実現できるように「いじめ防止基本方針(以下、本方針と表記)」を策定する。

1 いじめ防止の基本的な考え方

(1) いじめの定義

本校における「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

関係法令：東京都いじめ防止対策推進条例第二条

(2) 基本方針の策定について

①策定のねらい

以下の取組について、本校全教職員及び保護者、地域住民及び関係諸機関との共通理解を図り、組織的に対応することを本方針策定のねらいとする。

ア 「絶対に、いじめを生まない、許さない」学校作りという強い信念の下、全教職員が日常的に取り組む。

イ 「学校いじめ対策委員会」を設置し、様々な場合を想定して、組織的取組を講じる。

ウ 適切な情報提供等を通じて、保護者、地域住民、及び関係諸機関と連携する。

②策定に基づく取組の方向性

以下の3点について、取組の具体化を図る。

ア 発達支持的指導

「教育的予防」

イ 課題予防的指導

「未然防止」→「早期発見」・「早期対応」

ウ 困難課題対応的指導

「重大事態への対処」

2 本校及び本校教職員の責務

本校及び本校の教職員は、本方針策定の意義及びいじめ防止の基本的な考え方にのっとり、本校に在籍する児童の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等の取組のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

- ①目的 いじめ問題対応における学校の核として、「学校いじめ対策委員会」を組織し、校内組織の「特別支援委員会」の中に位置付ける。
- ②所掌事項
ア 本校の児童にかかわるいじめの各段階の対応について協議する。
イ 学校評価において児童、保護者からのアンケート、教職員による評価を行い、その結果を公表するとともに、次年度の取組改善に生かす。
- ③構成委員 校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、該当学年もしくは学級担任とする。定例の委員会には、毎回全員出席を原則とする。
- ④開催頻度 2週間に一度の開催を基本とするが、緊急の場合は適宜開催する。

(2) 学校運営協議会

- ①目的 本校が保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域社会と連携して、一体となって子どもたちの健やかな成長を図るために、地域ぐるみで本校のいじめ防止等の取組を支援する。
- ②所掌事項
ア 本校のいじめ防止等の取組について、情報提供、要望、評価を行う。
イ 地域住民、保護者等へ、適宜広報を行う。
ウ 学校外における本校児童の見守り活動について検討し、保護者、地域住民に対し協力を依頼する。
- ③構成委員 校長、副校長、外部委員(地域住民代表、保護者代表(P T A会長及び前P T A会長)、民生委員、保護司、学校支援地域本部代表、学識経験者)
- ④開催頻度 全7回

(3) 特別支援部会

- ①目的 児童が安心して学べる学校を構築するための取組を企画・運営する。
- ②所掌事項
ア 人権教育プログラムに基づく日常的な指導の充実
イ 本校道徳部と連携した取組(道徳授業地区公開講座の実施や、「やさしさ、思いやり、いじめ根絶」を基軸とした、各教科等での道徳教育推進)
ウ 朝のあいさつ運動の実施
エ 人権啓発作品展、生命尊重週間を通じた児童への働きかけ
オ 特別支援コーディネーターが所掌する校務
- ③構成委員 特別支援コーディネーター
- ④開催頻度 毎月1回

4 各段階に応じた具体的な取組

(1) 発達支持的指導～教育的予防～

①児童との信頼関係の構築

- ア 児童の言動に敏感になり、些細な変化の発見
- イ 温かな、学べる学年・学級作りや児童が活躍できる場作り
- ウ 児童と向き合い、傾聴する教職員の姿勢
- エ 問題を抱える児童への積極的な働きかけ
- オ 報告、連絡、相談ができる職場の雰囲気作り

(2) 課題予防的指導①未然防止～教員の指導力向上と組織的対応～

①いじめに関する研修の実施

「いじめ総合対策【第2次、一部改定】(上巻・下巻)」(東京都教育委員会、令和3年2月)等の資料を活用しながら、学期に1回、スクールカウンセラーや管理職、校内いじめ対策委員会により実施する。

(主な研修内容)

- ア いじめ問題の見方・考え方—いじめの定義の理解、いじめ問題の未然防止及び早期発見・早期対応に向けた意識の向上
- イ いじめの未然防止に向けた学校の対応—未然防止に向けた意識の向上を高めるとともに、組織的な取組について考える。
- ウ いじめの早期対応と校内体制—いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な組織的対応をすることを確認する。

③いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりをしないための取組

- ア 定期的に児童がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚できるようにする。この実現に向け、各学級において学期に1回以上、いじめ防止等に関わる授業を実施する。

④ネット上のいじめへの対応

- ア 情報モラル教育を徹底する。セーフティ教室やネット安全教室を実施する。
- イ PTAと連携した啓発活動に取り組む。

⑤令和5年度大田区教育研究推進校としての研究成果の活用

各教科等で「自己のはたらきかけ」と「他者へのはたらきかけ」を意識した学習活動を取り入れ、児童の自尊感情や自己肯定感を高めたり、相手を思いやる態度を育成したりすることを通して、結果的にいじめを防止することにつなげる。

(3) 課題予防的指導②早期発見～児童の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知～

①アンケートや面談、巡回の実施

- ア 都の「ふれあい月間」を活用し、いじめに関する「アンケート調査」を学期に1回実施する。その結果をもとに、その都度、全員面談を実施し、児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。また、必要に応じてスクールカウンセラーや関係諸機関に繋げる。
- イ 1学期中にスクールカウンセラーによる5年生児童への全員面談を実施する。
- ウ 児童が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境を作る。また、合わせて保護者に対しても、スムーズに面談ができるよう、学校だより等で周知する。

エ 管理職やスクールカウンセラーによる校内巡回を通じて、児童を観察、指導する。

②被害の児童、周囲の児童からいじめの情報の確実な受信

ア 都教委作成の「いじめ防止カード」を活用するとともに、「いじめ相談ホットライン」の周知を図る。

イ 児童の変化を見逃さないようにするとともに、週に一度、情報共有できる場を設定し、日常的に児童の変化に関する情報を組織的に共有する。

ウ 日頃の情報をもとに、月に2回以上、いじめ対策委員会を開催し、いじめを確実に発見する。

③保護者・地域との連携

ア 学校便りや保護者会を積極的に活用して、日頃から本方針等について保護者や地域に伝え、いじめに対する本校の取組について理解を促すとともに、早期の情報提供につなげる。

(4) 課題予防的指導③早期対応について～いじめを解決し、繰り返さない～

①被害の児童・加害の児童・周囲の児童への取組

ア 被害児童の安全確保を図り、スクールカウンセラー等を活用し、ケアに当たる。また、加害児童に自らの言動の結果と責任を理解させ、継続的な観察、指導を図る。さらに、いじめを伝える児童を守り通し、児童の安全確保を図る。

イ 各保護者との面談は、複数で丁寧に対応する。そして、訴えを真剣に受け止め、具体的な対応策（いつまでに、どのように対応するのか）を明確に知らせる。

②教育委員会・関係諸機関との連携

ア いじめの事実を確認した場合の対応について、必要に応じて教育委員会、関係諸機関に報告し、指導・助言を得る。重大事態が発生する恐れがある場合は、必ず報告を行う。

③保護者・地域との連携

ア 保護者に対して個人情報に十分配慮しつつ、積極的に情報を提供し、事案の状況や学校の対応などについて説明を行う。

イ 家庭でいじめについての話し合いをするよう依頼する。

ウ 地域連絡協議会や民生児童委員の方との連携を図り、児童の見守り、巡回を依頼する。

(5) 困難課題対応的指導～重大事態への対処～

本校における重大事態の定義

本校においては、いじめ防止対策推進法及び「いじめの防止等のための基本的な方針(平成 25 年 10 月 11 日(最終改定平成 29 年 3 月 14 日))」に基づき、以下の状況(疑いを含む)を重大事態ととらえる。

- ・いじめにより、児童の生命や心身、財産に重大な被害が生じている
- ・いじめにより相当な期間[年間 30 日を目安]学校を欠席することを余儀なくされている

※相当な期間(30 日程度を目安)、当該のいじめが継続している等、早期対応の各項目では解決が難しい状況となった場合、いじめ対策委員会において、以下の対処について検討を行い、必要に応じて実施するものとする。

- ①学校長の判断により、まず区教育委員会へ報告する。その後、区教育委員会の指示に基づき、②以降の対応を行う。
- ②被害の児童の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教員が間断なく見守る体制を構築し、児童の様子や友達との関わり方を記録し、情報共有する。また、被害の児童が帰宅した後も、教員が保護者に電話で様子を確認するなど、積極的に状況を把握する。
- ③スクールカウンセラーと教員との情報共有の徹底や、スクールカウンセラーによる授業観察などを積極的に実施する。また、被害の児童の保護者が、大きなストレスを感じる事が想定されることから、保護者の心のケアを行うため、積極的にスクールカウンセラーを活用する。
- ④被害の児童に対する暴行や金銭強要などの犯罪行為が行われていると疑われる場合、被害の児童を守るとともに周囲の児童に被害が拡大しないようにするため、速やかに警察への相談・通報を行う。
- ⑤学校は、積極的に説明責任を果たす必要があること、また、憶測等の誤った情報が保護者間で広がることにより、事態が混乱しないようにする必要があることから、区教育委員会との連携協力のもと、いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報に十分注意した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明を行う。
- ⑥重大事態に対する対処の終了は、学校及び区教育委員会が協議し、関係児童の保護者にも確認・了承を取った上で、学校長が判断する。

5 保護者、地域、関係機関との連携

- (1) 保護者によっては、教員よりもスクールカウンセラーの方が相談しやすい場合もあるため、保護者との情報共有やいじめ問題への対応を円滑に行う観点から、スクールカウンセラーを年度当初の学校便りや保護者会で紹介する。
- (2) P T Aの役員等が被害・加害の児童の保護者に対して働き掛けることが効果的な場合もあるため、学校はP T A役員等に情報提供するなど積極的にP T Aと連携し、必要に応じて協力を依頼する。
- (3) いじめの対応状況に応じて、警察や医療機関、福祉機関等と連携した対応を実施する。
- (4) 暴行や金銭強要等の犯罪行為や児童虐待などが疑われる場合には、迅速かつ円滑に対応できるよう、警察や児童相談所等と情報を共有し、対応策を協議する。

6 本方針改定版に基づく取組の評価、次年度に向けた改善

学校運営連絡協議会の学校評価アンケートの質問事項に「学校は、体罰やいじめなど児童の抱える様々な問題を見逃さず、悩みや相談に親身に応じてくれる。」をつくり、いじめ防止に対する評価を行い、本方針及び各組織の取組改善についての検討を年度末までに行う。